

みんなのスポーツ広場 2014初夏



【とき】 5月17日(土)から6月28日(土)までの毎週土曜日(全7回) 午後7時30分から9時30分まで※ヨガ・ズンバのみ午後8時から9時30分まで

【ところ】 大谷公園体育館

【内容】 バドミントン、卓球、ビーチボール、ヨガ、けん玉、皿まわし、ズンバ(ラテン系の音楽とダンスを融合させて創作されたダンスフィットネスエクササイズ) ニュースポーツ

※どの種目も自由に参加できます

【参加費】 ひとり1回 100円(保険代等)
※事前申し込みは不要です。希望する日に会場へお越しください。

【持ち物】 運動ができる服、体育館シューズ、タオル、お茶など

【その他】 中学生以下の方は保護者と一緒に参加してください

◆問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習課(日野町体育協会事務局)
☎6566

町長と語る

車座懇談会を実施しています

町行政全般に対して、住民の皆さんが日ごろから感じておられることについて、町長が皆さんと膝を交えて懇談させていただく車座懇談会を実施しています。

昨年度までに開催された自治会等でもご希望があれば開催させていただきます。皆さんのお申し込みをお待ちしています。

【対象】 各自治会、各種団体、グループなど

【時間】 2時間程度 *休日、夜間を問いません

【内容】 まちづくりに対するご意見・ご提言

【その他】 司会進行はお申込者の方でお願いします

◆申し込み・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当(役場1階) ☎6550

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています



広報は、行政から皆さんへと情報をお伝えするだけでなく、皆さんからアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かしていく役割があります。

誰もが住みやすいまちにしていけるためにも、皆さんと行政との声のキャッチボールを大切にしていきます。これからも皆さんの「声」をお待ちしています。

●5、8、11、2月(3か月に1回)、「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくためのハガキを「広報ひの」に掲載します

●ハガキに限らず、電話・封書・FAXなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください

【お願い】

○提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。

(名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください)

○寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政に生かせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。

○お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます場合があります。その際に氏名の掲載はいたしません。

○担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

キリトリ

郵便はがき

5 2 9 1 6 9 0

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係行

キリトリ



料金受取人払郵便



差出有効期限
平成27年3月
31日まで

(切手を貼らずに
お出してください)





お知らせ

献血にご協力をお願いします

多くの方から献血のご協力をいただき、その血液は輸血を中心とした医療を支えています。この度、日野町役場を会場に次のとおり献血(400ml献血、200ml献血)を実施します。多くの皆様に献血をご理解いただき、ご協力をお願いします。

▶とき…6月6日(金) 午後1:30~3:30

▶ところ…日野町役場正面玄関前(受付は役場1階ロビーです)

◆問い合わせ先 保健センター ☎@6574

煙火の消費許可等の申請は消防署へ

日野町役場で行っていましたが煙火の消費許可および建設用びょう打銃用空砲の譲受・消費許可については、平成26年4月から東近江行政組合日野消防署で事務を行っています。今後、煙火の消費に関する申請は日野消防署へお願いします。

◆問い合わせ先 日野消防署 ☎@0119



行政相談委員会 にご相談ください

～ききます。とどけます。
あなたの声を行政に～

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の仕事に関する要望や苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。国の仕事には、国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、戸籍、登記など身近な分野もあります。行政相談委員は、総務大臣から委嘱された方であり、秘密は厳守されます。

◆行政相談委員

中村安善さん(西明寺)

岸和田ふみ子さん(木津)

▶とき…毎月第3木曜日の午前9:00から正午まで(受付は午前11:30まで) ▶ところ…日野町勤労福祉会館1階相談室

*相談は無料・予約不要です。

6月のし尿収集

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

太字 : し尿収集はお休みです。

相談室

●よろず相談

と き…毎週木曜日
午前9:00~正午
(受付:午前11:30まで)
ところ…勤労福祉会館1階相談室

●行政相談

と き…毎月第3木曜日
午前9:00~正午
(受付:午前11:30まで)
ところ…勤労福祉会館1階相談室

●特設人権相談所

と き…5月16日(金)
午後1:30~4:00
ところ…勤労福祉会館1階相談室

軽自動車税の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定以上の障害を有する方が所有する軽自動車(原動機付自転車含む)は、申請により軽自動車税が減免されます。申請をされる方は、役場税務課で手続きを行ってください。

なお、前年度に減免を受けていた方で、内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」(税務課より送付)の提出により継続して減免されます。

●申請に必要な書類

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか②運転免許証③自動車検査証(4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障害者本人であること)④印鑑(認印可)⑤納税通知書・納付書(5月9日ごろに郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません。)⑥軽自動車税減免申請書⑦生計同一・常時介護証明書

※⑦については、身体障害者等本人以外の家族の方が運転される場合に必要です。

※⑥軽自動車税減免申請書および⑦生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課でお渡しさせていただきます。

●受付期限

納税通知書到着後から5月26日(月)まで(納期限7日前)

※土日および郵送等による申請、受付期限後の申請は受け付けられません。

◆問い合わせ先: 税務課 住民税担当 ☎@6570

キリトリ



皆が住みよいまちづくりへ

あなたの

アイデア・メッセージ

お待ちしております。

キリトリ

住所	〒		
氏名		電話	